

## 入学検定料免除の特別措置について

### － 東日本大震災に被災された受験生の皆様へ －

このたびの東日本大震災により、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様のご心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

明治大学では、下記のとおり、被災された受験生に対し、2012年度入学検定料免除の特別措置を講じることといたしました。

つきましては、該当する方で、特別措置を希望する方は、下記の要領で手続きしてください。

明 治 大 学

記

#### 1. 特別措置対象者

- (1) 東日本大震災により、父母が死亡又は居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、かつ、全壊・流失もしくは半壊・一部損壊・一定期間居住不能な浸水の被害を受け、被害認定された2012年度入学志願者。
- (2) 福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域に設定された地域出身で、次のいずれかに該当し、公共機関からその証明書が発行された2012年度入学志願者。
  - ① 父母の家屋が福島県内にあり、かつ、警戒区域・緊急時避難準備区域・計画避難区域に指定された者。
  - ② 父母が事業主であり、かつ、その事業に対し、作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示が出た者。

#### 2. 申請方法

##### (1) 申請にあたっての注意事項

入学検定料の振込みは必要ありません。既に入学検定料を振り込みされた場合は、返還手続きを取ることができます。試験日前日までに下記5. の問い合わせ先へご連絡ください。

##### (2) 提出書類

入学試験要項に記載されている出願書類に、以下の書類を同封し郵送してください。(出願締切日の郵便局消印有効)

- ① 「入学検定料免除 特別措置申請書」(本学所定書式)
- ② 被災を証明できる書類

被 害	書 類
父母死亡	住民票 (コピー可)
居住する家屋の全壊・流出・半壊・一部損壊・一定期間居住不能な浸水	罹災証明書 (被災証明書) (コピー可)
1. (2) の場合	公的機関から発行された証明書 (コピー可)

#### 3. 特別措置適用者の発表

受験票の発送をもって、発表に替えさせていただきます。

#### 4. 入学後の授業料減免、修学助成金及び経済支援金の給付

##### 概要

##### (1) 授業料減免

- ①対象者 入学検定料が免除された者のうち、父母が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、その家屋が全壊・流失・半壊・床上浸水し、かつ、経済的に著しく困難な状態が続いている2012年度新入生
- ②減免基準 父母が居住する家屋が全壊・流失した場合 : 授業料相当額  
父母が居住する家屋が半壊・床上浸水した場合 : 授業料2分の1相当額
- ③支給期間 標準修業年限（毎年度、審査あり）

##### (2) 修学助成金

- ①対象者 入学検定料が免除された者のうち、父母が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、その家屋が全壊・流失・半壊・床上浸水し、かつ、経済的に著しく困難な状態が続いている2012年度新入生
- ②支給額 年額72万円（月額6万円×12ヵ月）
- ③支給期間 標準修業年限（毎年度、審査あり）

##### (3) 経済支援金

- ①対象者 入学検定料が免除された者のうち、「警戒区域・緊急時避難準備区域・計画避難区域に指定された者」または「父母が事業主であり、かつ、その事業に対し、作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示が出た者」で、経済的に著しく困難な状態が続いている2012年度新入生
- ②支給額 授業料相当額
- ③支給期間 当該年度4月1日現在、避難地域に設定されている限り、標準修業年限とする（毎年度、審査あり）

##### 申請方法

合格者に送付される「入学手続書類」に申請書類一式が同封されています。内容を確認のうえ、申請してください。

##### 減免・給付方法

申請書に記載された新入生本人の口座へ、減免額及び支給額を振込みます（4月下旬振込予定）。  
※入学手続には、入学諸費用（入学金+前期分学費+諸会費）の振込みが必要です。

#### 5. 問い合わせ先

専門職大学院事務室	ガバナンス研究科	03-3296-2397
	グローバル・ビジネス研究科	03-3296-2398
	会計専門職研究科	03-3296-2399

以上